平成２４年（フ）第２６５４号
北海道石狩市花川南２条３丁目171番地コーポ萩坂102号
債務者　堀　　清光
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６６３号
札幌市中央区南７条西９丁目1030番地４　ドミ曙第二810号
債務者　鈴木　裕里
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６６４号
札幌市豊平区中の島２条１丁目１番８号　グランドコーポ中の島403号
債務者　山本　　宰
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６７５号
札幌市中央区南15条西８丁目１番33号　２Ｆ
債務者　毛内　和義
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６９４号
札幌市東区北37条東27丁目２番１号　プロスパー橋場Ａ103号
債務者　三浦　祐司
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６９５号
札幌市手稲区前田４条12丁目２番４号　コーポ掛作Ｂ―101号
債務者　小笠原勝良
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１２号
札幌市北区北16条西３丁目１番33号　マンション三宅Ｂ104号
債務者　廣部　明美（旧姓菊田）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１３号
札幌市北区新川西５条４丁目６番15号
債務者　荒川　万代（旧姓宮古）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１９号
札幌市豊平区平岸１条８丁目２番16号　マイルーム平岸Ｂ―201号
債務者　藤岡　敬三
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７２１号
札幌市東区北39条東７丁目２番18号　テルキビル３階305
債務者　海藤　惠子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７６３号
札幌市東区北34条東４丁目３番10号　ルミエール有明館201号
債務者　山形功太郎
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７９３号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目４番９号　第１ＫＹハイツ202号
債務者　工藤　一三
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２９号
群馬県伊勢崎市上諏訪町2114番地９　ツインハイツⅡ201
債務者　星野　和美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４５号
群馬県伊勢崎市安堀町1224番地10
債務者　茂木　真弓
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５３号
群馬県伊勢崎市三室町5239番地１　ピュアハイツ103
債務者　髙橋　茂也
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６３号
群馬県渋川市北牧481番地４
債務者　髙津　真美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７０号
相模原市中央区上溝418―２、住民票上の住所相模原市緑区西橋本４丁目13番35号　ライオンズマンション橋本第３―106
債務者　横山　明里
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部